Щ

県

〇公告

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要

目

○規則

3月14日 (火曜日)

平成 29年

次

周南都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課) 種畜証明書の交付(畜産振興課)....... 県営崩ノ河内第一地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧(農村整備課) 県営後ヶ追地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧(農村整備課) 県営南河内地区中山間地域総合整備事業(大山換地区)の換地処分(農村整備課)…………五 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(三件) (商政課) 五

する規則をここに公布する。 公立大学法人山口県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正

平成二十九年三月十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県規則第五号

第四百八十六号。以下「政令」という。)第三十条」を加える。 第一条中「第四十六条」の下に「並びに地方独立行政法人法施行令 「口県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。 公立大学法人山口県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則 改正する規則公立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一公立大学法人山口県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一

第十八条 法人は、法第七十七条の三の規定による認可を受けようとするときは、 (出資の認可の申請) 同条を第十九条とし、 第十七条の次に次の一条に加える。

第十八条第一項中「第二章第十一節第八十四」を「第一章第十一節第八十五」に改

(平成十五年政令

一部を

掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 る場合にあっては、当該投資事業有限責任組合の名称及び事業所の所在地並びに無 出資先の名称、住所又は居所及び代表者名(出資先が投資事業有限責任組合であ

限責任組合員の氏名又は名称及び住所 出資に係る財産の内容及び評価額

(環境政策課)………二

出資を行う時期

出資を必要とする理由

应

その他知事が必要と認める事項

Ŧī.

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

あっては、当該投資事業有限責任組合の組合契約書)又はこれに準ずるもの 出資先の定款その他の基本約款(出資先が投資事業有限責任組合である場合に

三 その他知事が必要と認める書類

出資先の貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する書類

本則に次の三条を加える。

(長期借入金の認可の申請)

第二十条 法人は、法第七十九条の三第一項又は第二項の規定による長期借入金の認可 を受けようとするときは、 ならない。 次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければ

借入れを必要とする理由 長期借入金の額

借入先

長期借入金の利率

五. 長期借入金の償還の方法及び期限

2 七 六

その他知事が必要と認める事項 利息の支払の方法及び期限

を添えなければならない。 前項の申請書には、長期借入金の借入れにより調達する資金の使途を記載した書類

、公立大学法人債券の発行の認可の申請

第二十一条 る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 可を受けようとするときは、公立大学法人債券の募集の日の二十日前までに次に掲げ に規定する公立大学法人債券(以下単に「公立大学法人債券」という。)の発行の認 法人は、法第七十九条の三第一項又は第二項の規定による政令第二十一条

- 発行を必要とする理由
- 政令第二十三条第三項第一号から第八号までに掲げる事項
- 几 公立大学法人債券の募集の方法
- 発行に要する費用の概算額

Ŧī. 第二号に掲げるもののほか、公立大学法人債券に記載しようとする事項

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

作成しようとする公立大学法人債券申込証

県

2

- 公立大学法人債券の発行により調達する資金の使途を記載した書類
- 公立大学法人債券の引受けの見込みを記載した書類

(償還計画の認可の申請)

口

第二十二条 書を知事に提出しなければならない。 第二十七条第一項前段の規定による届出後遅滞なく、 法人は、法第七十九条の四の規定による認可を受けようとするときは、 次に掲げる事項を記載した申請 法

長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先

山

- 債券の総額及び当該事業年度における発行見込額並びに発行の方法
- 長期借入金及び債券の償還の方法及び期限
- 兀 その他知事が必要と認める事項

く」とあるのは、 る。この場合において、同項中「法第二十七条第一項前段の規定による届出後遅滞な 前項の規定は、法人が償還計画の変更の認可を受けようとするときについて準用す 「その都度」と読み替えるものとする。

定は、公布の日から施行する。 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。 ただし、第十八条第一項の改正規



山口県告示第七十八号

づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基

覧に供する。 評価に関する事項を記載した書面は、平成二十九年三月十四日から同年四月三日までの 山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民生活部環境課において公衆の縦

平成二十九年三月十四日

山口県知事 村 岡 嗣

政

氏名又は名称 申請者の氏名又は名称及び住所 日本化薬株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目一番

一号

工場又は事業場の名称及び所在地

称 日本化薬株式会社厚狭工場

所在地 山陽小野田市大字郡二三〇〇番地

特定施設に関する事項 種類、 構造及び使用時間間隔等

備考「三	"	三三一イ	種類					
「三三-イ」とは、水	1,000	11, 11100	能(化/日)構					
質汚濁防止	"	平成二九、二〇	年予 月 月 日定手					
法施行令(昭	"	平成二九、	年予工 月 完成 日定成					
和	"	平成二九、一一	年予使 月 開 日定始					
:四十六年政令第百八十八号]	"	連続	間使用時間隔間					
\sim	"	二四時間	時の問用の関用の方					
別表第一	"	変動なし	動の 野節的 要変 悪変					

第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設をいう。 ||三||三||一イ|| とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第|

 $(\underline{\hspace{1cm}})$

排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

29年3	月14日	月14日 火曜日		Щ		П		県		報	報 (定期)				2	843	号	
No.2 排	排		五排出	排水		種		(二) 切几	排	種	一種類、構造及び使用時間間隔四 汚水等の処理施設に関する事項	備考	"	1111		種		
水	水		I水の汚染状態の値及び排出					理施設	水	類		のし		三三ーイ	17	類		
	,×				曹加		類項		による	槽制鉄	規	構造及び処理施設	表の備考は、	″	六	通	水 素	
七・三	通水素イ	排	の値及び	処理後	処理前		目		処理前	製筋コン	構	使用時間に関する	この表に		五	常最	イ (水、	
=	(水素指数な	J /1	水	"	七	通常	水素イオ	汚	及び処理	クリート	造	使用時間間隔等に関する事項	の表について准	"	八 (六	١,	(水素指数)	汚
八八六	通化	出	の量	"	七	最大	(水素指数)	水	後の汚水		能		て準用する。		N ()	通	化学	水
0	学的酸素要	水		_	五(五	-		1,10	等の汚染	1, 10	m³/		-	"	五〇	常最	的酸素	等
-10	大量	の		<u>-</u>	0	常最	化学的酸素要求量	等	―――――――――――――――――――――――――――――――――――――	〇 〇 沈	<u>日</u> 力			"	六五	大	(mg 要 / w w w w w w w w w w w w w	0
_	通浮游	汚		<u>四</u> 〇	九六	大通	[©] 量 —— 浮	の	並びに		理の方					通	浮	\
五	最 mg 質			五	===	常	遊		汚水等の	殿連	式間使		-	"	五五	常最	遊物	汚
	大	染			五〇	最大	(mg /g f ℓ 量	染	量		用時			"	1110	大大	(mg質 ℓ)量	染
検出せず	最(鉱油大)	状		"	検出せず	最	mg鉱油類 ℓ)	状		続二	隔間の一			"	<u>○</u> 検 出	通	窒	状
=	通窒常	能			す	大通	室	能		四時	使日 用当 時た				せ ず 検	常最		態
0	最mg			五五	五〇	常最	mg	,,,,		置 変	間り			″	出せ		(mg / ℓ 素	0
<u> </u>	大色素	の		五〇	七〇	-	/ €素	の		動な	概季節的変動の			"	が検	大通	○糸	
_	通常	値		一 · 五	=	通常		値		L					出せず	常	take h	値
一 · 五.	最 mg / 化 / 化 / 化 / 化 / 化 / 化 / 化 / 化 / 化 /				二元五	最	燐゚(mg/ℓ)			既	年 月 日			"	検出せど	最	燐½ (mg/ℓ)	
九七一	通常 帯 最	岸 こ う		"	五八八・四	通	汚水等の一日当たりの量	うくぎ)			年 月 日			0	ず	大通	汚水等の一日当たりの量	
<u>Д</u>	常日当たる	á á			<u>рц</u>	常	E 当 た、	自 言 :						· 四 三	· 九 九	常	ー 日 坐 ナ [,]	
一、二八二・四	最	331		"	八二九・四	最大	りの量 (m)			凯()	年 月 日			〇・六九	一・五九	最大	たりの量 (m)	

(定期)

(六七) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

とおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次の

課において公衆の縦覧に供します。 から同年七月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十九年三月十四日

平成二十九年三月十四日

山口県知事 村 岡 嗣

大規模小売店舗の名称及び所在地

岩国市新港町三丁目三九六七 ニトリ岩国店

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

県

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏 株式会社ニトリ 札幌市北区新琴似七条一丁目二番三九号 白井 俊之

几 大規模小売店舗の新設をする日 山

氏名又は

名 称

住

所

代表者の氏名

口

株式会社ニトリ 札幌市北区新琴似七条一丁目二番三九号 白井 俊之

平成二十九年十一月一日

Ħ. 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 三、四二三平方メートル

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の収容台数 五六台

駐輪場の収容台数

一四台

 (\equiv) 荷さばき施設の面積

九〇平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

政

(六八)大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

長門市から意見を聴きました。 一十八年十月二十八日山口県公告 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成 (四三四)に係る大規模小売店舗について次のとおり

代表者の氏名

部商政課及び長門市経済観光部商工水産課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成二十九年三月十四日から同年四月十四日までの間、 山口県商工労働

平成二十九年三月十四日

山口県知事 村 岡 嗣

政

名称 大規模小売店舗の名称及び所在地 フジ長門店

所在地 意見の概要 長門市仙崎三二二の二

特に配慮を求める事項はない。

(六九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

二十八年十月二十八日山口県公告(四三五)に係る大規模小売店舗について次のとおり 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、

二八立方メートル

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名 称 午前九時 開店時刻

来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後九時三十分まで

株式会社ニトリ

氏名又は

 (\equiv) 駐車場の自動車の出入口の数

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後九時まで

届出年月日

平成二十九年三月一日

周南市から意見を聴きました。 部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成二十九年三月十四日から同年四月十四日までの間、

平成二十九年三月十四日

大規模小売店舗の名称及び所在地

山口県知事

村

岡 嗣

政

所在地 称 フジ新南陽店

周南市政所二丁目二番一号

意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(七〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

山口市から意見を聴きました。 二十八年十月二十八日山口県公告(四三六)に係る大規模小売店舗について次のとおり 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成

部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成二十九年三月十四日から同年四月十四日までの間、山口県商工労働

平成二十九年三月十四日

口

口県知事 村 岡 嗣 政

Ш

Щ

スーパードラッグコスモス新山口駅店

大規模小売店舗の名称及び所在地

所在地 山口市小郡平成町一の七

意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(七一) 県営南河内地区中山間地域総合整備事業 (大山換地区) の換地処分

り行いました。 県営南河内地区中山間地域総合整備事業の施行に係る大山換地区の換地処分を次のとお 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、

平成二十九年三月十四日

山口県商工労働

山口県知事 村 岡 嗣 政

換地処分の年月日

平成二十九年三月 —

換地処分の内容

地計画のとおり 県営南河内地区中山間地域総合整備事業(大山換地区)換地計画書に記載された換

(七二) 県営後ヶ迫地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

五項の規定により、 後ヶ迫地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、 次のとおり縦覧に供します。 同条第

平成二十九年三月十四日

山口県知事

村

岡

嗣

政

縦覧に供する書類

県営後ヶ迫地区農村地域防災減災事業計画書の写し

縦覧の期間

平成二十九年三月十五日から同年四月三日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(七三)県営崩ノ河内第一地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

同条第五項の規定により、 崩ノ河内第一地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営 次のとおり縦覧に供します。

平成二十九年三月十四日

山口県知事 村 岡 嗣

政

縦覧に供する書類

縦覧の期間 県営崩ノ河内第一地区農村地域防災減災事業計画書の写し

 \equiv

号の種畜証明書を交付しました。 共測量の実施を終了した旨の通知がありました。 第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所長から次のとおり公 番号証明書 (七四) (七五) 公共測量の実施の終了 四二九八五幸太郎 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条 次の家畜につき、家畜改良増殖法 作業の地域 岩国市小瀬 作業の期間 公共測量(基準点測量 作業の種類 平成二十九年三月十四日 平成二十九年三月十四日 山口県農林水産部農村整備課 種畜証明書の交付 名

前

品

種

生年月日

産

地

成検 績査

び氏名又は名称飼養者の住所及

山口県知事

村

岡

嗣

政

和

種

平成二七、山

 \Box

県

級外

が 山口県農林総合技 大山口県農林総合技

山口県知事 村 岡 嗣

政

平成二十八年七月十一日から平成二十九年一月三十一日まで

平成二十九年三月十四平成二十九年三月十四 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 日子印刷 発発 行行 人所 第三十九条において準用する同法第十四条 山山 $\Box_{\,\Box}$ 知県 事庁

県

通知がありました。 第二項の規定により、 中国四国防衛局長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の

平成二十九年三月十五日から同年四月三日まで

平成二十九年三月十四日

山口県知事

村

岡

嗣

政

作業の種類

公共測量 (基準点測量)

(昭和二十五年法律第二百九号) 第四条第一項第二

作業の地域

岩国市長野字長野尻

三 平成二十八年十二月十五日から平成二十九年二月十日まで 作業の期間

(七七) 周南都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。 規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法 同法第二十条第一項の規定による周南都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に 光市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する

平成二十九年三月十四日

都市計画の種類及び名称

周南都市計画道路三・五・百十一川園線 周南都市計画道路三・五・百十光ケ丘線

都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

山口県知事 村 岡 嗣

政